

第13回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年7月31日（火） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1 番 橋 場 和 幸

2 番 嵯 峨 弘 巳

3 番 白 川 英 之

4 番 谷 口 正 明

5 番 白 川 俊 明

6 番 百 々 栄 二

7 番 村 越 敏 春

8 番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第2号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

日程第 8 議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

日程第 9 議案第4号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について

日程第10 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第13回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

久々によい天気となり、7月初めからの長雨で例年より大幅に遅れていた牧草の収穫作業もようやく終盤を迎え、一部では終わられた方もいらっしゃるとお聞きしております。そのようにお忙しい中、第13回の総会に委員皆様の御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

また、牧草の刈り遅れにより、粗飼料の栄養価が低下し、生乳生産量への影響も心配されるところでございます。

さらに7月初めの西日本での豪雨災害では、考えられないような雨が降り、各地で甚大な被害が起きております。被害に遭われた方には心よりお見舞いを申し上げ、また、亡くなられた方々には、心より御冥福をお祈りいたします。

なお、この災害での農林水産関連の被害額は2,104億円との報道がされておりますけれども、1日も早い復旧を願いたいと思っております。

さて、今回は4件の付議案件を提案しておりますけれども、よろしく御審議をお願いして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、12番新井委員、1番橋場委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受
けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びそ
の内容を御説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事
の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されており、同
条第2項及び第3項において、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水
産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知
事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、
当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされて
おります。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、茶内西〇線
〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、既存の住宅が手狭になってきたことにより、新た
に住宅を建設するものですが、現在の敷地内への建設は難しいため、関係農地
〇筆、面積〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。現地調査につ
きましては、白川英之委員ほか2名の委員により〇月〇〇日に実施しておりま
すが、調査員の総合意見としましては、転用はやむなしとの判断でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、本案については北海道知事の許
可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して知
事に送付いたします。詳細につきましては長島主事から説明させますので、よ
ろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事	(詳細説明あるも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。
各 調 査 委 員	(なしの声)
議 長	特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。
事 務 局 長	日程第7 議案第2号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第2号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人が、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2の質疑を行います。○番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第3号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号において、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされています。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されています。

本案は、4件の届出でございますが、整理番号1は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇氏が、同住所の〇〇 〇氏に使用貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

次に、整理番号2は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏が、〇〇 〇氏に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

次に、整理番号3は、同じく〇〇〇〇〇氏が、〇〇 〇氏に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。なお、ただいま説明した3件の解約は、〇〇 〇氏の法人設立に伴うものですが、法人に対する新たな使用貸借、賃貸借の設定は、次回総会での提案を予定しております。

次に、整理番号4は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は熊牛西〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。なお、この度の解約は、〇〇〇〇の畜舎建設に伴う転用準備のための合意解約でございますが、当該地は、農用地利用集積計画により賃貸借設定を行っているため、本件が可決されたあと、〇〇〇〇と〇〇〇〇の双方から、浜中町長に農業経営基

盤強化促進事業の変更届出書を提出し、承認をいただかなければならず、農地転用の申請については、そのあとに手続を進めてまいります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから、議案第3号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4の質疑を行います。○番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号4を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第9 議案第4号浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第4号浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案については、平成30年7月19日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、農家住宅の建設及び増築に係る農用地区域からの除外を行うとするもので、先ほど御説明いたしました「経済事情の変動その他の推移」による計画書の変更でございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、引き続き私の方から説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

日程第10 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会日程につきましては、8月28日、火曜日、午後1時からを提案いたします。

議

長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、8月28日、火曜日、午後1時からということでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議

長

異議がないようなので、次回総会日程については、8月28日、火曜日、午後1時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第13回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 12番 新井 功仁恵

浜中町農業委員会 1番 橋場 和幸